

令和3年度

福島区社会福祉協議会 事業計画

1. 基本方針

我が国を含む世界各国で感染拡大した新型コロナウイルスは、社会の諸活動や私たち一人ひとりのこれまでの生活の様式や行動の基準を大きく制限し、また変化を余儀なくさせている。これまでの生活課題（例えば、子育てや介護、児童・高齢者・障がい者等への虐待、ひきこもりや社会的孤立、子どもの貧困問題など）だけでなく、解雇や事業縮小、時短営業要請等による収入減少、外出自粛による心身機能の虚弱化、DV(ドメスティックバイオレンス)や自死の増加など、新たな福祉問題が顕在化し、増加している。感染者数やワクチン接種の動向もふまえながら、新型コロナウイルス禍での新しい生活様式のなかで、暮らしを守り、つながりを維持・発展していく支援を行っていく。

また、社会福祉法の改正により、令和3年4月から複合課題に対応するための包括的な支援体制の整備に向けて、「地域づくり」「参加支援」「相談支援」を一体的に実施する支援体制の構築が求められており、その実現のため部署を超えた連携、専門職や行政を含む他機関・団体との協働、そして地域とともに、創意・工夫し、地域福祉の推進に取り組む。

また、「大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会 職員行動指針」に則り、職員一人ひとりが行動し、地域住民や地区・校下社会福祉協議会、地域活動協議会、民生委員・児童委員、福祉関係機関、社会福祉施設・団体、NPO並びにボランティア、市民活動団体等と連携・協働し、「地域住民の誰もが住みなれたまちで、安心して暮らしつづけられる福島区」をめざして、各種事業を実施する。

[主な新規・拡充する取り組み]

(1) 孤立世帯への専門的対応(機能②)などの見守り活動の推進と支援

[地域における要援護者名簿の見守りネットワーク強化事業]

(2) 第2層生活支援コーディネーターの配置[生活支援体制整備事業]【新規】

(3) サポーターの新規開拓と活動メニューの開発[福島お助けネットワーク]

(4) 地域包括支援センター事業の受託(令和3年度から6年間)

(5) 地域商業施設での出前講座の実施[子ども・子育てプラザ]

2. 事業概要

(1) 組織の強化

① 組織構成会員制度の拡充

地域福祉を推進するため、地域の関係団体・組織を基本的な構成員として、地域社会の総意を結集した活動をめざし、組織構成会員制度を拡充する。

② 運営委員会の開催

事業の充実および円滑な運営をめざし、福島区善意銀行運営委員会、福島区福祉基金運営委員会および福島区ボランティア・市民活動センター運営委員会等を開催する。

③ 地区・校下社協会長会の開催

区社協事業などの連絡調整や、地区・校下社協相互の情報交換・連携を深めることを目的に開催する。

④ 地区・校下社協などへの支援

地区・校下社協活動や地域ネットワーク委員会活動など、地域の福祉活動が事業の透明性を確保しながら充実・発展を図ることができるよう、必要な支援を行う。

ア. 各地域で開催される高齢者食事サービス、ふれあい喫茶、子育てサロンの

日

程を掲載した「地域福祉カレンダー」を発行し、地域の福祉活動情報を周知する。

イ. 子育てサロンのチラシ作成や福島区地域子育て応援マップを発行し、区役所等での乳幼児健診時などを利用して子育て支援情報を発信する。

ウ. 地域の福祉活動者に役立つ研修会・講座の開催ならびに情報提供を行う。

(2) 地域福祉推進支援

高齢・障がい・子育て世帯などの住民が安心していきいきと暮らしていけるよう各地域で行われている見守り活動や様々な福祉活動への支援、福祉課題解決のためのネットワーク構築など、地域福祉の推進を行う。

(3) 福島区社会福祉施設連絡会の運営

区内の社会福祉施設相互間の交流、連絡調整と協働等を推進するため、連絡会の開催、福祉イベントへの参加、合同研修会の開催等を実施する。

また、社会福祉施設の地域貢献活動として、地域の子育てサロンへの保育士派遣や小・中学校での福祉教育の施設職員協力のほか、夏休みボランティア体験の受け入れ等を、積極的に支援する。

(4) 広報・啓発活動の推進

①機関紙「福島区社協あいあいだより」の発行

4月、8月、12月の年3回(各23,000部)発行する。

広報検討委員会を立ち上げ企画や紙面構成の充実を図る。

②インターネットや回覧等による情報提供

区社協ホームページ・フェイスブック・広報ふくしまでの情報発信や各地区・校
下社協などの協力のもと、区社協事業や福祉、ボランティア活動などに関する情報提供を行う。

(5) ふれあいイベント(あいあいまつり)の開催

区内の福祉施設やボランティアグループ、市民活動団体、地域活動協議会、企業、NPOなどが、地域住民に対し、日頃の活動等を紹介するとともに、各団体
相互の連携を図ることを目的に開催する。開催にあたっては、地域住民、施設、団体、企業等の参加による実行委員会を組織して実施する。

(6) 福島区ボランティア・市民活動センターの運営

地域における様々なニーズを把握し、多様性・主体性・創造性のあるボランティア
ーマインドにあふれた区民・在勤・在学者の運営協力を得て、ボランティア活動・市民活動の推進・啓発に努め、地域の福祉力の向上を図る。

①情報の収集・発信(広報・啓発)

ボランティア、市民活動団体、NPO、地域住民、企業、学校、福祉施設等の情報を広く収集するとともに、ボランティア・市民活動センターを区民に知ってもらう
た
め、「あいあいだより」・「広報ふくしま」・「ボランティア情報紙COMVO」等への記事
の掲載、福島区ボランティア・市民活動センター情報誌「あいあいボランティアだより」の発行、区社協ホームページ・フェイスブック等のSNSの活用、区民まつり等イ
べ

ントへの出演など、ボランティア・市民活動に関する広報・啓発を行う。

②事業企画・推進

住民のニーズに基づきボランティアや各団体と協働し、企画・推進する。活動者の自主的な企画・推進を支援する。

③ネットワークの構築

区社協との接点の有無、規模の大小に関わらず、地域・市民活動団体、ボランティア、NPO、企業、商店街、福祉施設、学校等、多様な個人・団体・組織とのネットワークの開拓・構築を進める。ボランティア・市民活動団体連絡会、企業・NP

○

交流会などを開催し、繋がりを強化していく。

④活動への支援

- ア. 新規の活動に対する支援
- イ. 各助成金の説明・申請受付・交付手続きの実施
- ウ. 情報収集のためのパソコン、図書、資料コーナーを常設
- エ. 印刷機・拡大機・紙折り機等の利用を低価格で提供
- オ. ボランティア・市民活動センターでの会議、打合せ、練習等、場の提供
- カ. スキル、ノウハウ、ネットワークに関する支援
- キ. その他、各種団体が活動の発展に寄与するために必要な支援

⑤福祉教育・研修の推進

- ア. 地域住民、学校、企業への福祉教育・研修を当事者・ボランティア等と連携し実施
- イ. 高齢者、障がい児・者、認知症等の啓発と講座・イベント等の実施・協力
- ウ. ボランティアに対する定期的な福祉教育、研修会の実施

⑥相談の受付・情報提供

ボランティア・市民活動等に関する情報提供や、ボランティア・市民活動希望者や依頼者への支援、ボランティア・市民活動の養成・啓発などの相談を行う。ボランティア・市民活動に対する相談に加え、NPOの組織化や運営支援に関

す

る相談や企業等の社会貢献・地域貢献に関する相談にも柔軟に応じる。(大阪市ボランティア・市民活動センターと連携を行う)

⑦ボランティア活動のコーディネート

個人・施設・学校・団体から相談を受けて、ボランティアを紹介したり、ボランティア活動希望者へ活動を紹介したり、依頼者とボランティアの間の活動が円滑に行われるための調整を行う。

⑧ボランティアの養成・育成

関係機関と協働してボランティア養成講座の開催や、ボランティアグループが主催するボランティア養成講座・フォローアップ研修への協力・支援や登録ボランティア向け研修会を開催する。

また、地域での課題を解決したり、活動を推進していくためのボランティア養成講座を開催する。

ア. 福島区精神保健福祉ボランティア養成講座

イ. 傾聴ボランティア養成講座

ウ. 災害ボランティアセンター運営スタッフ養成講座

エ. 子どもの居場所活動ボランティアスタッフ養成講座

オ. はじめてのボランティア講座

ほか

⑨ボランティア総合補償制度(ボランティア保険)受付業務

ボランティア活動中の予測し得ない事故を補償するボランティア保険の加入

進と受付業務を行う。

⑩災害ボランティアセンターに関する業務

関係機関、地域、企業と協働し、福島区社協災害対策本部・災害ボランティ

センター設置・運営訓練、福祉避難所開設訓練等の総合災害訓練を実施し、災害時を想定した実践訓練を行う。

⑪区社協内の他事業との連携

区社協内の生活支援体制整備事業や福島お助けネットワーク等と連携し、相互の事業活動につながるようなボランティア養成等の講座や研修を開催する。

⑫その他

福祉施設等との連携、教育機関、地元企業、NPOや市民活動団体との連携

協働、その他必要と思われる活動を実施する。

(7) 障がい者福祉に関する事業

①点字本・点訳絵本の作成・貸出

視覚障がい者の方を対象に、点訳本や点訳絵本の作成および貸し出しを行っているボランティアグループを支援する。

②福島区広報等の朗読テープの作成・貸出

視覚障がい者や活字の読みづらい方を対象に、朗読テープの作成および貸出を行っているボランティアグループを支援する。

③その他、障がい者福祉に寄与と思われる活動の支援

当事者団体・グループとの連携・協働をとおして、支援を行う。

(8) 地域福祉に関する事業

①車いす・スロープ貸出事業

車いすを必要とする区内在住者に車いす・スロープの貸出(2週間以内)を実施する。

②福祉教育・研修のための車いす・アイマスク・高齢者疑似体験セット等貸出事業

地域福祉活動、福祉教育の進展に寄与することを目的に貸出事業を実施する。

(9) 高齢者敬重訪問の実施

令和3年度に満100歳を迎える高齢者を対象に、区役所と合同で敬重訪問しお祝い品を贈呈する。

(10) 善意銀行の運営

機関紙「あいあいだより」やホームページにより、区民に向けて、善意銀行の啓

発を行い、福島区の地域福祉の推進のため適正な運営を図る。

(11) 福祉基金(植本基金・小林基金・手嶋基金)の運営

区内で活動するボランティア(個人・グループ)に対する支援及びこれから活動

を推進していくボランティア(個人・グループ)や自助グループ等の立ち上げを支

援する福祉基金の運営を行う。

(12) 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業

誰もが安心安全に暮らせる地域社会の実現に向けた、地域における要援護

者

の見守りネットワークを強化するため、「見守り相談室」を設置し事業を実施。令和3年度より、機能①(地域の見守り活動への支援、要援護者名簿の同意確認・名簿整理)をもとに、機能②(孤立世帯への専門的対応)の訪問活動の推進を

図

る。

機能①地域の見守り活動への支援、要援護者名簿にかかる同意確認・名簿整備
日ごろの見守りや災害時に活用できるよう、地域と行政が要援護者の
情報を共有するための要援護名簿を作成し、地域へ提供する。
要援護者名簿等を活用し、地域における見守り活動の推進を支援する。

機能②孤立世帯への専門的対応

福祉サービスや必要な支援を受けていない制度の狭間の要援護者世帯
に対して、関係機関と連携して専門的な支援へつなぐ。
また、引きこもり家族を抱える家族会の定期的な開催を継続し、近況

報

告等、情報共有する場の設定を支援する。

生活困窮者自立相談支援事業と連携し、生きづらさを感じた方への重層的な支援を行う。

機能③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

認知症高齢者等が行方不明になった際、事前登録された情報を区と
協定を結んだ協力者へメールまたはファクスを配信し、発見協力依頼
することにより早期の発見・保護につなげる。

(13) 大阪市生活困窮者自立相談支援事業(相談支援)

令和元年(2019年)度から3年間委託事業者として選定され、本事業を実施する。あらゆる生活課題に関する相談窓口であり、困りごとを受け止め、相談者に寄り添い丁寧に対応する。また、制度や事業の枠にとらわれることなく、課題を見逃さず、本人の思いや願いを実現できるよう、法人全体で重層的な支援を行なう。

①谷間のない包括的な相談支援体制の構築

生活困窮者を早期に把握し、包括的な相談に応じる窓口として生活困窮者が抱える課題を的確に把握する。複合的な課題を有している場合など継続的に支

援を行う場合は、その方の置かれている状況や本人の意思を十分に確認したうえでプランを策定する。

②就労支援

プ
た
就労支援が必要な相談者に「総合就職サポート事業」「就労ファーストステップ事業」「就労訓練事業」及び「ハローワーク」を活用しながら、必要に応じ連携した支援を行う。

③家計改善支援

的
経済的な問題が背景にある課題を把握することで家計の再生に向けた具体的な方針を立て、自ら家計管理ができるように支援する。

④事業の周知

相
で
区保健福祉センターと連携して区民や関係機関等への周知に努める。自立相談支援機関が主体となり、地域の関係機関等を対象とした会議に出席することで事業内容や制度の周知に努めるとともに地域のネットワークづくりに貢献する。
(月1回以上)

⑤関係機関とのネットワークづくり、社会資源の開発

体
源
複合的な問題を抱える生活困窮者を早期に把握するため、地域での見守り体制構築や関係機関とのネットワークづくりを行うとともに地域に不足する社会資源の開発を行う。また、区保健福祉センターが開催する「支援会議」に参画する。

⑥アウトリーチ機能強化

- ア. 若者の貧困層や区役所等へ相談に行きにくい方を対象に、カード型チラシを作成し、インターネットカフェやコンビニ等へ設置を行い周知する。また引き続き、福島区コミュニティサロン連絡会や見守り相談室等と協働しながら、ひきこもりの方の居場所づくりに取り組む。
- イ. 相談窓口へ来られないひきこもりの方へSNS(ツイッターやメール)を使用した

相談業務を実施していく。(アイパッドを利用する。)

ウ. 見守りネットワーク強化事業や地域包括支援センター事業と連携してアウトリーチを強化する。

⑦国、市への調査・検討への協力

ア. 自立相談支援事業者養成研修への受講等

区域を越えて相談支援員間で「顔の見える関係」を構築するため、情報交換やケース検討、他都市状況の研究、地域づくりの効果的な取組方法等、制度の推進に資するテーマを設定し、ブロック会議を実施する。(年間最低1回は企画又は講師を勤める)

イ. 事業評価の実施

大阪市が策定する事業評価(体制評価、中間評価、結果評価の3つの観点を踏まえたもの)を実施する。

(14)生活支援体制整備事業

令和3年度より、大阪市全区でこれまでの第1層生活支援コーディネーター(区域を担当)の配置に加え、新たに第2層生活支援コーディネーター(地域包括支援センター圏域を担当)が配置されることから、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を安心して営むことが

き

るよう、多彩なニーズや社会資源の実態を把握して、必要なサービスや社会資源

源

の更なる創出に取り組む。

①ニーズと地域資源の把握・ネットワークの構築

ア. 情報収集及び一覧表等の作成

地域ごとのニーズと資源を把握していくとともに、コミュニティサロン等に

関

する地域資源一覧表や地域資源マップを作成する。

イ. 協議体の開催

高齢者支援の事業所等が参画する高齢者支援部会と連動しながら協議体の会議を、年4回程度開催する。一人暮らし高齢者をテーマにし、それに係る地域のニーズや資源状況、課題等を共有しながら、地域の課題に対

応

した今後の社会資源開発の進め方等について意見交換や検討を行う。

②地域資源・サービスの開発

ア. 地域資源・サービスの立ち上げ支援

地域資源やサービスが不足する場合は、多様な事業主体に呼びかけを行い、不足する地域資源・サービスの立ち上げ支援を行う。

イ. 講座等の開催

新たな担い手発掘に取り組むための各種担い手養成講座を開催する。

開

催に向けて地域や関係先と調整し、区の広報紙や掲示板、町会回覧、ふれあい喫茶等への訪問等をおこない、広く周知する。

また、団塊の世代へ働きかけ、男性の居場所づくりや担い手へとつながるよう支援する。

ウ. 地域資源・サービスの継続支援

各地域で把握している既存の地域資源において、活動者の不足や活動場所の確保、参加者の減少などの課題により継続が困難となっているもの

に

ついて、関係機関と連携のもと、活動者との話し合いや助言、情報発信など

ど

を通して、活動の継続に向けた支援を行う。

エ. 活動の場の発掘・開発

コミュニティセンター・福祉センターのほかにも、介護保険事業所や社会

福

祉施設、マンション等の集会所スペースが新たな活動の場になるよう、ニー

ズ

に合ったサービス提供の場を確保し、コミュニティサロン等が開催できるよう

に

調整を行う。

また、まちづくりセンターと連携し、コミュニティセンター・福祉センターを

活

動の場としての拠点として活用できるよう支援する

③サービス実施情報の周知

生活支援・介護予防サービスの提供場所についての情報を区社協広報紙・

フ

フェイスブック等を活用し、広く情報発信する。また、あいあいまつり等の行事でコ

ミ

ミュニティサロン等のチラシを配布し、周知を行う。

(15) 地域の福祉活動サポート事業及びふくしま暮らし支え合いシステム事業

① みんなの相談室（地域福祉コーディネーター）

地域のコミュニティセンター・福祉センター（10ヶ所）に相談窓口を設け、地域福祉コーディネーターを配置し、訪問、電話等での相談や関係機関・施設につ

な

いだり、見守り活動等を行う。

毎月開催する事務連絡会での情報交換のほか、福島お助けネットワーク事務局や見守り相談室、生活支援体制整備事業、地域包括支援センター等と協働

し

地域住民への情報発信や新たな担い手づくりに取り組む。

② 福島お助けネットワーク

公的サービスの対象とならない軽微な生活ニーズに対して、住民どうしが支えあう有償ボランティア活動を推進する。登録サポーターの開拓並びに新たな活

動

メニューの開発を目指し、①見守り訪問や電話による安否確認活動の推進、②具体的な内容に関する研修会の開催、③活動内容に応じた利用料（活動費）の複数設定などを検討し実施していく。また、生活支援ニーズのある住民（利用者

）

や活動支援の担い手（サポーター）をつないでいけるよう、地域福祉コーディネ

ー

ーター（みんなの相談室）と連携し取り組む。

(16) 生活福祉資金貸付事業

低所得者世帯・障がい者世帯・高齢者世帯を対象として、無利子または低利で生活に必要な各種資金を貸し付けるとともに、世帯の自立に向けて支援する事業で、資金の貸付及び償還に関する書類の交付や受付対応、借入申込者への支援業務を行う。

新型コロナウイルス感染症により生活困窮等の状況になった方々へ貸付業務だけでなく、特例貸付後の生活困窮等の諸問題に対して、生活困窮相談窓口

等

との連携しながら支援を行っていく。

(17)緊急時安否確認(かぎ預かり)モデル事業の検討と実施

独居等の高齢者が家屋内で転倒等により外部から安否確認できない場合、
事

前に預かった鍵を用いて家屋内に入り安否確認を行い孤立死等の不幸な事故を未然に防ぐことを目的とし、高齢者支援部会等や区社協各部門が連携し、福島区内でモデル地域を設定しモデル事業の実施を行う。

(18)その他

- ①各種研修会等への参加
- ②日赤会費(社資)事務への協力
- ③大阪府共同募金会事務への協力
- ④介護予防に資する区社協独自事業の実施
- ⑤その他必要とされる事業の実施

3. 公益事業・介護保険事業・指定管理運営事業

(1)地域包括支援センター運営事業

令和3年(2021年)度から6年間の委託事業者として、引き続き事業を実施する。また、認知症強化型地域包括支援センターとして、キャラバン・メイト連絡会への参画、認知症・認知症予防講座等を行い、広く住民に認知症の理解を深めていただく機会を設け、福島区内の認知症対応力向上に取り組む。認知症施策推進

の中核機関として、認知症高齢者を支援するネットワークの充実を図り、地域支援機関の取り組みを後方支援することを通じて、地域包括ケアシステムの構築を推進する。

①総合相談支援

高齢者等が、住みなれた地域で、その人らしい生活を継続することができるよう、

高齢者やその家族・近隣住民・地域のネットワーク等から、様々な相談を受けて、包括的な支援を行う。

身近な相談窓口として、福島区全域担当の当センター(あいあいセンター)のほかに、下福島地域担当の阪神長楽苑および野田地域担当の福島ともしび苑のブランチ(総合相談窓口)とも連携をとりながら相談に対応していく。

また、ブランチへの支援・相談窓口の周知広報を行う。

②権利擁護

実態把握や総合相談により、権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合、諸制度の活用を行う。

ア. 成年後見制度

イ. 虐待への対応

ウ. 消費者被害の防止

③高齢者虐待防止への取組み

高齢者虐待の通報・相談は年々増加傾向であり、各地域で高齢者虐待防止啓発を行う。また、福島区高齢者虐待防止連絡会議に参加し、福島区保健福祉センターとも連携しながら、高齢者虐待防止のネットワークづくりに取り組む。

④介護予防に関するマネジメント(介護予防・日常生活支援総合事業)

高齢者ができるかぎり住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活

の

支援が包括的に確保される体制を目指す。要介護状態にならないよう、介護予防に取り組む支援を行い、高齢者の状態像に応じた相談・支援を行う。

⑤介護予防ケアマネジメント

介護保険にて要支援1・2の認定を受けたサービス利用希望者に対して、本人

の希望、状態像に応じた自立支援を促す介護予防ケアマネジメントを行う。居宅介護支援事業所に委託する場合は、必要に応じて助言を行い、委託業務が適切に実施されるようケアプラン点検等に努める。

⑥包括的・継続的なケア体制の構築

地域の保健・医療・福祉サービス等に関する情報を収集し、関係機関に提供する。相談支援や地域ケア会議等を通じて困難事例への対応等、地域のケア

マ

行

ネジャーと医療機関・その他の関係機関・行政等との連携体制の構築・支援を行う。

また、高齢者のQOL向上を目指すために、多職種の助言を得ながら、自立支援・介護予防の観点から個別のケアマネジメントについて検討を行う「自立支援型ケアマネジメント検討会議」を月1回開催する。

⑦地域におけるケアマネジャーの相談・支援

支

地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例について、関係機関と連携し、具体的な支援方針を検討して、専門的な見地からの個別指導・相談への対応支援を行う。

地域のケアマネジャーの日常的な業務支援のため、居宅介護支援事業者連絡会と連携して相互の情報交換を支援し、ケアマネジャーのネットワークを構築するとともにケアマネジャーのスキルアップを図る。

⑧関係機関のネットワークの形成

ア. 居宅介護支援事業者・訪問介護・訪問看護・通所介護・介護ホーム・医療機関相談員等の関係機関の連絡会の開催を支援し、関係機関相互のネットワークづくりを、よりすすめていく。

イ. 各介護サービス事業所、医療機関等とも連携を強化し、各事業所の質が向上することで、福島区民が安全安心して過ごすことができるまちをめざす。

ウ. 福島区医師会・歯科医師会・薬剤師会・介護事業所等と共同開催している「福島区の在宅医療を考える会」においても、上記の関係機関の連携を、よりすすめていく。

⑨出張相談会の実施

セ

高齢者等に関する様々な相談に対して、各コミュニティセンターや福祉センターなど高齢者が集う場所に出向き、地域包括支援センターがより身近な相談窓口であることを周知し、相談を受ける。また、商業施設や集合住宅の集会室等、幅広い世代の住民が利用する場所に出向き地域での出張相談会・イベントを開催。誰もが相談しやすい環境づくりに努めるとともに区民に対して地域包括支援

センターの周知広報を行う。

(2)家族介護支援事業

①家族介護者への支援

在宅で高齢者を介護している家族等に対して、介護方法や介護技術等についての知識や技術を習得するための講演会、交流会また研修会等を実施し、家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

②家族介護者のつどい(かいご泣き笑い会 :奇数月 第3木曜日 開催)

日常介護している家族が、介護について一人で悩まないことを目的として、介護者同士の対話ができる交流会や勉強会等を概ね奇数月に1回開催する。

(3) 認知症初期集中支援推進事業

大阪市では、認知症初期集中支援チーム(医療・介護の専門職)を地域包括支援センターに設置。福島区内においては、当協議会が受託し、認知症の早期発見・早期対応に向けた支援体制を構築する「認知症初期集中支援推進事業」を実施していく。構築した認知症の方を支えるネットワークを活用しながら、認知症初期の方を適切な支援機関へ結びつけるとともに、認知症地域支援推進員を配置し、若年性認知症の方への支援をはじめ、適切なサービスが切れ目なく提供されるよう関係機関の連携体制の強化や地域資源の開発並びに地域の認知症対応力向上に取り組む。

(4) オレンジサポーター地域活動促進事業

認知症診断後の空白期間等における早期からの支援として、認知症強化型地域包括支援センターに「認知症地域支援コーディネーター」を市内24区に配置し、以下の取り組みを実施し、認知症の人をささえるまちづくりを推進する。

①ち〜むオレンジサポーター

地域において認知症の人や家族の身近な支援ニーズとオレンジサポーターをつなげる仕組み「ち〜むオレンジサポーター」を構築し、認知症の人や家族に対する心理的・生活面に対し支援等を図るとともに、認知症サポーターのさらなる活躍の場の情報提供を行う。

②オレンジパートナー

認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会を推進

するため「オレンジパートナー」制度を設け、認知症の人にやさしい取り組みや認知症の人の支援に関する社会貢献活動を行う企業等を「オレンジパートナー企業」として登録・周知することで、認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の促進を図る。

(5) あんしんさぽーと事業(日常生活自立支援事業)

あんしんさぽーと相談員が、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方への日常生活自立支援事業を行う。区社協において相談から契約、福祉サービス等利用援助および日常金銭管理・書類等預かりサービスの提供を行う。

日常的な金銭管理サービスは、あんしんさぽーと生活支援員がサービス提供し、福祉サービス等利用援助は地域包括支援センターや各種関係機関と連携

し

て支援を行う。あんしんさぽーと事業の周知のため、各種連絡会での周知活動

や

パンフレットの配布を実施する。

(6) 介護予防事業

① 介護予防教室事業「なにわ元気塾(あいあい教室)」

コミュニティセンター・福祉センターを利用し、閉じこもりがちな高齢者に対し

て、

地域で身近に集える場や気軽に取り組めるプログラムなどを提供し、心身に適

度

な刺激を与えることで、生活機能の閉じこもり状態、認知状態、うつ状態の改善

を

図り、生活機能の低下予防を目的に実施する(月1回、1回あたり約1時間半)。

② 介護予防運動クラブ(区社協独自事業)

4種類のマシンを使用し、筋力低下の予防や筋力維持を目的とした介護予防事業を実施する。講師の指導のもと取り組む年3クール程度(1クール10日程度)の開催のほか、参加者自身が自主的に介護予防運動を行うコースを運営する。

(7) 地域密着型通所介護事業(デイサービスセンター)

介護保険サービス事業者として、地域密着型通所介護サービスを提供し、ニーズにあった介護支援、家族の介護負担の軽減などに取り組む。新型コロナウ

イ

ルス感染症の拡大等で利用控えや外出自粛などで、外出や交流の機会提供が減っている高齢者の利用を促すための広報に力を入れ在宅福祉を推進する。

(8) 子ども・子育てプラザ

平成29年(2017年)度から5年間の事業を実施する事業者として、令和3年(2021年)度も引き続き事業を実施する。

①子育て活動支援事業

ア. 子育て情報の収集・管理・提供

毎月、子育てプラザの情報や講座等を、広報紙・ホームページ等により、広く提供する

- a.『プラザだより』の発行…毎月15日発行 全12回
- b.ホームページの情報更新…随時

イ. 地域の自主的な子育て活動への支援

現在活動している子育てサークルや、地域子育てサロンへの支援とともに、新たな子育てサークル等の立ち上げや活動の支援、子育て支援ボランティアの養成等の事業を行う。また、地域子育てサロンや子育て関係施設等に、遊具等の貸し出しも引き続き行う。

- a.子育て支援ボランティア養成講座・ステップアップ講座実施
- b.おもちゃ病院への活動場所の提供等の活動支援
- c.地域子育てサロンへの出前講座の開催
- d.子育て関係施設への遊具等の貸出

ウ. 子育て中の親子の支援

毎月、様々な子育て支援講座・親子イベント等を実施する。

- a.毎月開催講座…『ベビーマッサージ』、『親子ふれあい遊び』『ウキウキ身体測定』
- b.隔月開催講座…『似顔絵を描いてもらおう』
- c.単発講座…『英語を楽しもう』(2回)
- d.親子イベント…『プラザまつり』、季節の行事等
- e.連続講座…『2歳児の広場』(3か月連続計3回・3クール)
- f.妊婦およびプレママ・プレパパ対象の講座…『マタニティヨガ』、『プレママ・

プ

レパパ講座』(各3回計6回)

g.地域商業施設での出前講座(ウイステ・セブンイレブン・イオンスタイル)

エ. 児童の健全育成

行事等の開催を通して、異年齢の子ども同士が様々な活動に取り組めるよう援助し、自由な遊び場の提供や福島図書館と連携した読書活動の推進、

こどもボランティアの育成や活動の機会の提供等も行う。

a.自由な遊び場の提供…開館日全日

b.福島図書館からの図書貸出…5週間ごとに交換し、15冊を常設

c.こどもボランティア活動…第1・3土曜『お話の時間』で乳幼児親子に絵本等の読み聞かせを実施する・乳幼児にプレゼントをつくる、など

d.行事…『卓球の日』、『けん玉教室』、『アイロンビーズ』、『プラバン』、『スー

パ

ーボールすくい』、『クッキング』、『プラザまつり』など

e.プラザ以外の場所でのイベント開催…年2回実施

『工作講座』

オ. 地域関連事業

併設の老人福祉センターとの共催によるイベントの開催や、地域子育て関係機関との連携も引き続き行う。

a.老人福祉センター利用者との交流…『盆踊り大会』、『節分工作』

b.囲碁将棋教室の参加者との合同行事…『囲碁大会』、『将棋大会』

②ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を提供したい者(提供会員)と依頼したい者(依頼会員)が会員となり、子育ての相互援助活動を実施する事業として、平成25年(2013年)度より子育てプラザに支部を設置。

ア. 会員の拡充

提供会員は依頼会員の半分以下と少なく、その中でも活動できる会員は限られているため、広報紙への掲載やチラシの配付、地域に出向いての広報活動を行い、会員拡充に努める。

イ. 会員のニーズに沿ったコーディネートの実施

緊急時の依頼にも対応できるよう、提供会員の活動可能な内容のリストアップやデータの管理を行い、適切なコーディネートに努める。

③地域子育て支援拠点事業(つどいの広場事業)

おおむね3歳未満の乳幼児をもつ親子が気軽に集える場を提供し、あわせて身近な相談場所として子育て相談も実施する。

ア. 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

毎週火曜日から土曜日までの週5日、午前9時30分から午後2時まで開設する。定期的におもちゃの消毒を行うとともに、衛生面や安全面に配慮し実施する。

a. 親子の参加を促進するため行事を開催(毎月1回実施)

『手形のお誕生日カード』、『お誕生日会』

イ. 子育て等に関する相談、援助の実施

誰もが気軽に相談できるよう、日常的に利用者とコミュニケーションをとり、相談しやすい雰囲気づくりに努め、子育て関係機関との連携も行う。

a. 福島子育て支援センター保育士による相談(年2回実施)

『ちっち☆ひまわり』

ウ. 地域の子育て支援関係機関・グループとの連携

地域での子育て支援を実施するため、関係機関・グループと連携し、公共機関等に出向いて、親子交流や地域支援活動等を実施する。

a. つどいの広場事業実施施設と共催でイベントを開催…『しゃぼん玉遊び』

(福

島公園)

エ. ブックスタートの実施

福島図書館の協力を得ながら、引き続き3カ月児健診対象親子に、絵本の楽しさを伝えるため、絵本の読み聞かせの実施や保護者に読み聞かせの手法を伝える事業として実施する。

a. 毎月1回第1土曜日開催

④区において実施する事業

ア. 子育て情報誌の編集、発行

「子育て支援連絡会」発行の「フッピーキッズ」および「おでかけカレンダー」の編集、印刷、配布を行う。

a. 「フッピーキッズ」…年3回発行(7月・11月・3月予定)

b. 「おでかけカレンダー」…毎月1回発行

イ. 子育て支援連絡会における事務局

子育て支援関係機関が互いに連携し、情報交換等が行えるよう、事務局として「子育て支援連絡会」を開催する。

a.「子育て支援連絡会」の開催…年2回開催(6月・1月予定)

(9) 老人福祉センター事業

指定管理者として平成31(2019)年度から令和5年(2023年)度まで、大阪市立福島区老人福祉センター(愛称:きらめきセンター)を管理運営する。高齢者一人ひとりが抱える課題や悩みの相談窓口として、区社協(あいあいセンター)と連携して適切な機関につなげる。令和3年(2021年)度も引き続き、一般介護予防の通いの場としての機能充実を重点事業として、一般介護予防に係る講座・行事を「福島区高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」に集中させることによって、年間とおしてつなぎ目なく一般介護予防に資する各種プログラムを提供する。

また、高齢者が利用する施設として、コロナ禍における感染予防対策の徹底、利用参加定員の削減、一部事業や同好会活動の自粛や休止を行い、引き続き利用者への感染を予防する。

① 一般介護予防の推進事業(福島区高齢者の生きがいと健康づくり推進事業)

ア. 健康づくり講座

健康づくりの3講座を年間、合計30回実施する。

イ. 健康いきいき教室

講話を交えた健康体操を夏季5回、冬季5回の年間10回開催する。

ウ. いきいき百歳体操

年4回、作業療法士など専門職よりアドバイスを受ける。

エ. 一般介護予防に資する通いの場の魅力づくりとして「チャレンジ数独」を行う。

脳トレの一つである数独によって認知症の予防につなげるとともに、数独の楽しさをおして通いの動機付けを図る(ひきこもり防止効果)。

② 生きがいづくり事業

ア. 生きがい探求の機会の提供

創造活動の促進としての「きらめき文化祭」ならびに世代間・地域間交流としての「お誕生日会」、また、季節行事を通じて文化伝承活動「七夕まつり」「盆踊り大会」を開催する(福島区高齢者の生きがいと健康づくり推進事業)。ミュージアムや伝統

文化施設等で行う教養講座を実施する(福島区高齢者の生きがいと健康づ

く

り推進事業)。

また、スポーツをとおした健康増進活動として、毎月曜日午前、自由に参加できる「卓球ひろば」「ディスコンひろば」を開催する。

イ. 同好会・サークル活動支援

同好会の立ち上げから、同好会間の日程等の調整、会員募集の広報等を実施し、同好会の公平で健全な活動を支援する。(令和3年3月現在、29の

同

好会が登録。)

③相談・情報提供事業

ア. 身近な相談窓口

あいあいセンターをはじめとする関係機関につなぐ高齢者の身近な相談窓口の役割を担う。また、高齢者に係る問題について適宜、講座を開催して、課題解決をサポートする。

イ. 公的情報ならびに健康および生活関連の情報提供

「きらめきミーティング」(区長を招いた高齢者車座集会)、大阪市・福島

区

の情報提供、交通安全・防犯・防災の情報提供、健康・生活関連企業による情報提供

④利用者の自律したセンター運営の推進と共助による地域福祉活動の支援

ア. 利用者の自律したセンター運営の推進

同好会の代表による「利用者代表者会議」とおして、利用者自らが実行委員として、文化祭や発表会等の計画に参画し、企画立案及び運営する利用者本位のセンター運営を推進する。

イ. 介護ポイント事業等ボランティア活動の支援

老人憩いの家での地域活動の支援ならびにボランティア活動等の地域福祉活動を行っているセンター利用の同好会及び利用者の支援。ならびに市

社

協の介護ポイント事業の活動支援。

ウ. 老人クラブ活動の支援

単位老人クラブの連合組織である区老人クラブ連合会の事務局を配置し、連合会の運営ならびに行事、イベント等の支援を行う。

⑤世代間交流事業

区内の保育所・学校園の子ども達と高齢者のふれあいづくりとして、「まちたんけん社会見学」(区内の小学生)、「お誕生会」・「盆踊り大会」「きらめき文化祭」(保育所と)、「節分まつり」(子ども・子育てプラザ)を行う。

⑥同好会活動への支援

⑦その他

ア. 同好会主催

囲碁定例会(毎月第3土曜日)、将棋定例会(毎月第4土曜日)、カラオケ
発表会(5・10月)

イ. 季節行事

七夕まつり(7月)、風鈴まつり(7～9月)、中央卸売市場正月買物(12月)